

○青少年有害物品購入費取扱要領

平成 8 年 6 月 18 日

埼例規第 37 号・会・少

警 察 本 部 長

青少年有害物品購入費取扱要領の制定について（例規通達）

埼玉県青少年健全育成条例（昭和 58 年埼玉県条例第 28 号）の一部が改正され、有害図書等及び有害がん具等の包括的な指定方法が導入されること等に伴い、同条例による取締りを実施するため、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあると認められる物品を購入することとしたが、その適正な運用を図るため、みだしの要領を別添のとおり制定し、平成 8 年 7 月 1 日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

別添

青少年有害物品購入費取扱要領

第 1 趣旨

この要領は、埼玉県青少年健全育成条例（昭和 58 年埼玉県条例第 28 号。以下「条例」という。）の効果的な運用を図るため、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあると認められる物（以下「青少年有害物品」という。）の購入について、必要な事項を定めるものとする。

第 2 準拠規定

青少年有害物品の購入費（以下「購入費」という。）の取扱い等については、埼玉県財務規則（昭和 39 年埼玉県規則第 18 号。以下「財務規則」という。）によるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。

第 3 用語の意義

この要領における用語の意義は、次のとおりとする。

1 青少年有害物品とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 条例第 11 条第 1 項に規定する指定の対象になると思われる図書等
- (2) 条例第 11 条第 2 項の規定に該当すると思われる図書等
- (3) 条例第 12 条第 1 項に規定する指定の対象になると思われるがん具等
- (4) 条例第 12 条第 2 項の規定に該当すると思われる器具類
- (5) 条例第 3 条第 10 号の規定に該当すると思われる利用カード等
- (6) 生活安全部少年課長（以下「少年課長」という。）が指定する物品で青少年の健全な成

長を阻害するおそれがあると思われるもの

2 資金前渡担当者とは、財務規則第 55 条に規定する資金前渡担当者をいう。

一部改正〔平成 17 年第 173 号〕

第 4 運用所属

生活安全部少年課（以下「少年課」という。）及び各警察署とする。

第 5 購入責任者

1 少年課及び警察署に購入費の適正な運用を図るため、購入責任者を置く。

2 購入責任者には、少年課にあつては課長補佐、警察署にあつては生活安全課長をもって充てる。

一部改正〔平成 12 年第 48 号、15 年第 721 号、16 年第 811 号〕

第 6 資金前渡担当者

資金前渡担当者には、少年課にあつては庶務係長、警察署にあつては会計課長（会計課長を置かない警察署にあつては会計係長）をもって充てる。

全部改正〔平成 16 年第 811 号〕、一部改正〔平成 31 年第 827 号〕

第 7 購入等手続

1 購入責任者は、青少年有害物品を購入する必要があると認めるときは、その都度所属長の承認を得て資金前渡担当者に対し、青少年有害物品購入費請求書兼受領書（別記様式第 1 号）により購入費を請求し、必要額を受領するものとする。

2 購入責任者は、青少年有害物品を購入した都度青少年有害物品購入証明書（別記様式第 2 号）により所属長の証明を得た上、これを資金前渡担当者に提出するものとする。

一部改正〔平成 16 年第 811 号〕

第 8 予算令達の依頼

1 少年課長は、警察署に対して予算の追加配分の必要性を認めた場合は、速やかに総務部財務局会計課長を経て予算令達の依頼を行うものとする。

2 前記 1 の規定により依頼を受けた総務部財務局会計課長は、当該警察署長に対して必要な措置をとるものとする。

一部改正〔平成 19 年第 2537 号〕

第 9 購入物品の管理及び廃棄

購入責任者は、購入した青少年有害物品の管理を適正に行うとともに、不要になった場合は確実に廃棄し、その処分経過を明らかにしておくこと。

追加〔平成 12 年第 48 号〕、一部改正〔平成 17 年第 173 号〕

第 10 その他

購入責任者は青少年有害物品の購入に当たっては、領収書が徴収できない場合を除き、必ず購入先の領収書（レシートその他支払いを証明する書類を含む。）を徴収し、青少年有害物品購入証明書に添付して資金前渡担当者に提出すること。

一部改正〔平成 12 年第 48 号〕、全部改正〔平成 16 年第 811 号〕

実施日

この例規通達は、平成 8 年 7 月 1 日から実施する。

実施日（平成 12 年 5 月 31 日埼例規第 48 号・総）

この例規通達は、平成 12 年 6 月 1 日から実施する。

実施日（平成 15 年 3 月 31 日務第 721 号）

この通達は、平成 15 年 4 月 1 日から実施する。

実施日（平成 16 年 3 月 31 日務第 811 号）

この通達は、平成 16 年 4 月 1 日から実施する。

実施日（平成 17 年 4 月 12 日少第 173 号）

この通達は、平成 17 年 4 月 12 日から実施する。

実施日（平成 19 年 9 月 25 日務第 2537 号）

この通達は、平成 19 年 10 月 1 日から実施する。

実施日（平成 31 年 3 月 29 日務第 827 号）

この通達は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

実施日（令和 3 年 3 月 30 日務第 670 号）

1 この通達は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

2 この通達の実施の際、この通達による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

年 月 日

資金前渡担当者 殿

購 入 責 任 者

階級

氏名

青少年有害物品購入費請求書兼受領書

次のとおり青少年有害物品を購入する必要があるので、購入費を請求します。

記

物 品 種 別	名 称	価 格	購 入 予 定 先
		円	
受 領 書	受 領 年 月 日	金 額	受 領 者
	年 月 日	円	

青少年有害物品購入証明書

（ 月分）

購入月日	種 別	名 称	購 入 場 所	価 格	領収書
				円	有・無
					有・無
					有・無
					有・無
					有・無
					有・無
					有・無
					有・無
					有・無

※ 領収書等があるときは、添付すること。

上記のとおり購入したことを証明する。

年 月 日

長